

石油コンビナート等災害防止法の施行に伴う警察措置について

(昭和51.11.20丙備発第33号、丙公害発第10号、丙勧発第45号、丙規発第27号、警察庁警備局長、警察庁保安部長、警察庁交通局長から本庁各局課長、各参事官、警察大学校長、科学警察研究所長、各管区警察局長、警視総監、各道府県警察本部長、各方面本部長宛)

このたび、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石コン法」という。）の施行により、石油コンビナート等特別防災区域についての危険防止措置が強化された。

石油コンビナート等の危険物施設における爆発等の事故に対する警察措置の強化については、「石油コンビナート等の危険物施設における爆発等の事故に対する警察措置の強化について」（昭和48年11月1日付け警察庁乙保発第10号、警察庁乙刑発第7号、警察庁乙交発第10号、警察庁乙備発第7号）により示達され、各都道府県警察において鋭意努力されているところであるが、石油コンビナート等の災害防止の重大性にかんがみ、更に防災対策を強化することが必要である。

この法律の目的、概要及び警察業務に関係のある事項は、次のとおりであるので、この法律の施行に伴う警察措置について遺憾のないようにされたい。

記

1 法律の目的及び概要

この法律は、一定量以上の石油又は高圧ガスが取り扱われている区域又は将来取り扱われることとなる区域を「石油コンビナート等特別防災区域」（以下「特別防災区域」という。）として政令（「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」（昭和51年政令第192号））で指定し、当該区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的な事項を定めることにより、消防法、高圧ガス取締法、災害対策基本法その他の災害の防止に関する法律と相まって、特別防災区域における総合的な防災対策の推進を図ろうとするものである。

この法律の主な内容としては、特別防災区域の指定のほか、事業者には、流出油防止堤、消火又は延焼防止のための施設の設置、自衛防災組織の設置、防災規程の作成、事業所の新設又は変更（以下「新設等」という。）の際の届出等を義務づけ、また、国及び地方公共団体は、事業者の防災活動についての助言又は指導、防災本部の設置、防災計画の作成、緑地の設置等特別防災区域について災害の発生、拡大の防止又は災害の復旧のため必要な施策を講じなければならないこととしている。

2 警察業務に関する事項

(1) 事業所の新設等に関する事項

特別防災区域内において石油及び高圧ガスと共に扱う第一種事業所の新設等をしようとする者は、その計画を主務大臣（通産大臣及び自治大臣）に届け出なければならぬこととされたが、主務大臣は、届出のあつた計画のレイアウト、すなわち、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区その他の施設地区の面積及び配置並びに連絡導管及び連絡道路の配置等が災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、その計画の変更又は廃止（以下「変更等」という。）を指示することができるものとしている。この新設等の計画については、主務大臣はその届出の写しを関係行政機関の長、関係都道府県知事等に送付して関係都道府県知事の意見を求め、また、関係行政機関の長はその計画の変更等の指示を要すると認めるときは、主務大臣に対し、その指示を要請することができる」とされている。

警察庁は、この関係行政機関に指定され（「石油コンビナート等災害防止法施行令」（昭和51年政令第129号））、主務大臣から届出書の写しの送付を受け、災害が発生した場合の避難路及び緊急車通行路の確保の観点から、事業所の新設等に関する計画に対して必要があるときは変更等の指示を要請することになるが、この場合、必要により関係都道府県警察の意見を求める事となるので、関係都道府県警察においては、平素の実態は握及び現地調査の結果に基づき、災害の発生と拡大防止上の意見を積極的に述べられたい。

また、その意見が都道府県知事の意見にも反映するよう努められたい。

(2) 石油コンビナート等防災本部の委員等に関する事項

特別防災区域のある都道府県に石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が置かれることになり、警視総監又は道府県警察本部長及び管区警察局長又はその指名する職員が防災本部の本部員に、関係部課長が幹事になるが、防災本部は特別防災区域の防災計画の作成、関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整等の事務を行うこととなるので、防災本部の構成員として災害の発生及び拡大防止のための積極的な活動に努められたい。

(3) 警察署の異常現象の通報受理

事業所の管理者が出火、石油等の漏洩その他異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防署長又は市町村長の指定する消防

団の詰所等の場所に通報し、消防署長又は市町村長は、更にその旨を警察署等に通報しなければならないこととされている。

警察署においては、平常から、これら異常現象に対し的確な初動措置をとりうる体制を整え、その通報を受理したときは、直ちに所要の措置をとり、災害の発生及び拡大防止に努められたい。

(4) 管区警察局長の災害応急措置の概要等の報告

管区警察局長は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより実施した災害応急措置の概要等について、防災本部に逐次報告しなければならないこととされているので、管区警察局長は、都道府県警察から災害に関する情報を迅速に受理できる体制を整え、所要の報告が的確に行われるよう努められたい。

3 危険物施設の実態は握

危険物施設の実態は握については、「石油コンビナート等の危険物施設に対する警察措置の強化について」（昭和48年11月29日付け警察庁丙安発第23号、警察庁丙勤発第34号）によつて対象施設の範囲を示して実施してきたところであるが、石コン法の施行によつてその対象地域が拡大されたので、新たに対象となる危険物施設についても、その実態を正確には握するよう配意されたい。